

北本市教育振興基本計画

～ 共に学び 未来を拓く 北本の教育 ～

(平成 25 年度～平成 29 年度)



平成 2 5 年 2 月

北本市教育委員会

少子高齢化や国際化の進展、さらには地域のコミュニケーションの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化していく中で、教育に対する市民のニーズや期待は高まり続けています。

こうした中、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえたうえで、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、新たに達成すべき教育の目標を掲げることが示されました。

北本市教育振興基本計画は、この改正後の教育基本法の規定に基づく国の教育振興基本計画や広域の地方公共団体である埼玉県教育振興基本計画、また、「第4次北本市総合計画」を踏まえた、教育分野における計画として策定いたしました。

北本市教育振興基本計画では、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念とし、学校教育を中心に、家庭・地域における教育や生涯学習、文化スポーツ活動について、5つの基本目標と、その基本理念に基づく28の施策を定め、体系化いたしました。北本市では、平成25年度から平成29年度までの5年間、この計画に基づき教育行政の総合的な推進を図ってまいります。

今後も、北本市教育委員会一丸となり、市民の皆様の期待に応えるべく、教育行政の推進に努めてまいりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年2月

北本市教育委員会



目 次

第1章 総論	1
I はじめに	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
II 教育を取り巻く社会の動向	5
III 北本の教育の課題	11
IV 北本の教育の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	21
第2章 施策の展開	23
施策の体系	24
基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	25
1 「教育に関する3つの達成目標」の推進	26
2 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	28
3 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	30
4 進路指導・キャリア教育の推進	32
5 本物にふれる事業の推進	34
6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進	35
基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	37
1 基本的人権を尊重する教育の推進	38
2 人権啓発活動の推進	40
3 心の教育の推進	41
4 ボランティア・福祉教育の推進	43
5 生徒指導・教育相談体制の充実	44
6 児童生徒の健康の保持増進	46
7 運動習慣の形成と体力向上の推進	48
8 安全教育の推進と安全管理の徹底	50
基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	52
1 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	53
2 教職員の資質の向上	55
3 教育環境の整備・充実	57
4 学校経営の改革推進	59

5 異校種間連携や小中一貫教育の推進	61
基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	63
1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	64
2 地域の教育推進体制の充実	65
3 子どもの読書活動の推進	67
4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	69
基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興	71
1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	72
2 学習施設の整備・運営の充実	74
3 スポーツ活動の推進	76
4 文化財保護の推進	78
5 文化芸術活動の推進	81
第3章 計画の推進に際して	82
Ⅰ 社会全体で取り組むための連携、協力等	83
Ⅱ 点検・評価の実施	85
Ⅲ 数値目標（指標）等	86
参考資料	87
用語解説	88
北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱	93
北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	95
策定経過	97



